区のおしらせ No.408

昭和49年1月20日発行 東京都千代田区役所(九段南一丁目6番11号)電話(264)0151(大代表)郵便番号102

区民スキー講習会

—志賀高原—

区民スキー講習会が新春の1月2日、東京を出発、志賀高原熊の湯スキー場で行なわれました。

スキーがはじめてというひとでも参加できるのがこの講習会、初心者には指導員がスキーのはき方から、親切に指導にあたっています。スキーの経験があるひとも、自分に合ったクラスで指導を受け腕前をみがけます。

また3月の区民スキー講習会が蔵王で開かれます。申込みは2月18日からです。あなたも参加してみませんか。

避難袋の補充品

乾パン・懐中電灯
リーフレット「地震災害にそなえて」
3月末までにお手元へ

写真：こんど補充されるカンパン（2缶）と懐中電灯、このほか、リーフレットをいっしょにして、ボール箱にセットして配付します。

千代田区では、大震災のときにそなえて、去る昭和四十六年、応急物資を入れた避難袋を、区内全世帯に配付しました。その後、この避難袋の内容を補充してほしいという区民からの要望があり、区環境部では、このほど補充品を選定し、三月末までに全世帯に配付できるように、準備を急いでいます。

こんど避難袋の補充品としてみなさんにお配りするものは、次のような品物です。

かん入り乾パン　二個

懐中電灯（単二電池付）一本

リーフレット

「地震・災害にそなえて」

以上の品物をボール箱に入れてセットにしたものを、二月上旬から三月下旬の間にみなさんのお手元に渡るように、準備をすすめています。

これに先だち、区では、昨年十月、防災対策に関する調査を行ない、無作為抽出により区民約二、八〇〇人に質問用紙を送り、震災に対する意見や対策についての要望など、十三項目にわたるアンケートをとりました。

この中で、「避難袋の内容品としてどんなものを希望しますか」の問に対して、希望の多かった品物は次のようなものでした。

救急薬品・携帯食品・水筒・懐中電灯・ほうたい・三角布・乾パン

これらの希望をとり上げて、こんどの品物を配付することになったものです。

なお、配布に当っては、前回の避難袋配付のときと同様、町会を通じ行なう予定ですが、区民のみなさんのご協力をお願い致します。

月三万円以上の医療費はタダに

昨年の十二月一日から千代田区国民健康保険に高額療養費支給制度ができました。

これは、国民健康保険の被保険者で、同じひとが、同じ月内に、同じ医療機関などで支払った自己負担分の医療費が三万円をこえた場合に、世帯主の請求で、そのこえた金額を高額療養費として後日支給される制度です。

ただし、支給の基礎となる医療費は、入院と通院、医科と歯科など、分けて計算します。また、総合病院の場合は、入院のとき以外は、異なる診療科ごとに計算されます。従って、これらを合算して三万円をこえても支給の対象にはなりませんからご注意ください。

また、保険診療外の差額ベッド料・歯科の差額、療養費の対象外の付添い費用なども対象になりません。

なお、老人医療費等公費による助成に該当するひとは、いままでどおりです。

請求方法　世帯主のひとが、所定の高額療養費支給申請書を提出してください。申請書は国民健康保険課にあります。

支給時期　診療を受けた月から、二ヵ月ぐらいあとになります。最初の支給は、十二月に診療をうけた分で、二月末頃になります。

問合せ　国民健康保険課給付係まで

寄付

五万円（老人福祉事業資金）
飯田橋一―四―八
島津　とく殿

五万円（老人福祉事業資金）
神田神保町三―一〇
本　光加平殿

一万円（社会福祉事業資金）
神田神保町二―一一
傳　宝順殿

一万円（社会福祉事業資金）
神田中華料理組合殿

キャンディー一七〇缶
神田専門店会殿
このキャンディーは生活保護世帯、要保護世帯にお贈りしました

八、五五〇円（社会福祉事業資金）
九段南三―七―五
水野　久子殿

区立住宅 あき家 入居者募集

●申込みは二月十二日から

区では、区立住宅のあき家入居希望者の募集を行ないます。

●募集する住宅・使用料
別表のとおり

●申込書交付 二月七日（木）から各出張所で

●申込方法 申込書に必要事項を記入して、収入証明書を添えて居住しているところの出張所へ提出してください。

●提出期間 二月十二日（火）から十八日（月）まで

●申込資格
①昭和四十七年二月十八日以前から引続き、千代田区内に居住していること
②住宅に困っていること
③同居する親族（三親等以内の血族・姻族）があること
④世帯員は、申込者を含めて二人まで（外神田は三名まで）
⑤申込世帯の収入基準は昭和四十七年中の所得が給与所得者は給与所得控除後の額が、また、そのほかの所得者は総所得金額が、四十二万円以上八十四万円以下であること

●問合せ 区民課区民係まで

●募集する住宅　（別表）

	募集戸数	間取	使用料（月額）
富士見住宅	1戸	1K（6帖・台・便）	7,000円
水道橋住宅	2戸	1K（6帖・台・便）	8,000円
神保町住宅	2戸	2K（4.5帖・3帖・台・便）	8,700円
猿楽町住宅	1戸	2K（4.5帖・3帖・台・便）	8,700円
外神田住宅	1戸	2DK（6帖・3帖台・食・便）	9,800円

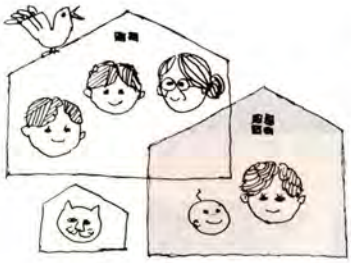

ひとり暮し老人の話し相手に

――友愛訪問員制度を実施――

ひとりぐらし老人の寂しさを慰め、事故の未然防止を図るために老人宅を訪問し、話し相手となっていただく区民のボランティア活動として友愛訪問員制度が行なわれています。

友愛訪問員には、心身ともに健全でかつ奉仕的活動ができるひとということで、区では民生委員の方々に推せんをお願いし、昨年十二月にその第一回としてつぎの方方を委嘱いたしました（敬称略）

石井　松枝　西神田三丁目八―三
福田　靖子　飯田橋一丁目六―二
冨山　和夫　猿楽町二丁目二―九
米岡　来福　〃　二丁目七―六
千田　ツ子　〃　二丁目八―七
隠岐　綾子　鍛冶町二丁目三―十四
田中ふさ恵　内神田三丁目二―四
中里　みち　〃　三丁目二―十四
吉田　定吉　内神田三丁目六―四
安野　テル　神田神保町一五十五
鈴木　かつ　〃　一―五十六
阿部　力　九段北一丁目十一―九
和木　実　〃　一丁目七―五
大森　トヨ　九段南四丁目三―三
松尾　春枝　神田神保町三―二十一
辻　多喜子　東神田二丁目七―三

友愛訪問員の皆さんの今後の活躍を期待するとともに、ひとりぐらしの老人で、友愛訪問員の派遣を希望されるひとは、厚生部福祉課老人福祉係へ申し込んでください。

●商店経営の無料相談

●申込みは2月9日までに

区では、お店の経営（商品の陳列・照明・接客技術など）、店舗、販売促進、労務、その他についての相談を無料で行ないます。

専門の先生が直接、お店に伺いいろいろなご相談に応じ、適切な指導、アドバイスをいたしますから、お気軽にお申し込みください。

●とき 二月中旬～三月中旬

●診断料 無料

●診断店舗数 十六店舗（申込み先着順定員になり次第締切ります）

●申込み方法 区民部商工課商工係へ、二月九日までに申込んでください。

くわしいことは、商工課商工係へ問い合わせてください。

若いうちに未来の設計を

20歳から入る 国民年金

成人を迎えたみなさん、新しい門出を心からお祝いします。

成人に達すると、その日から社会的にいろいろな権利が与えられ義務を負わされます。国民年金もその一つです。

国民年金は、二十歳になると加入することになっていて、若い、働けるうちにかけ金を積立て、歳をとってから年金で所得の保障を得るしくみになっています。

厚生年金や共済組合などに加入していないひとが対象ですが、希望によって、サラリーマンの奥さんや昼間部の学生さんなども加入できます。

あなたの老後の暮しや、もしもの時の生活を少しでも豊かにする国民年金に、今から加入しましょう。

加入の手続き

近くの出張所か区役所国民年金課で、印かんを持参すればかんたんにできます。

くわしいことは国民年金課適用係へ。

新春スナップ

スキー講習会

新年交歓会

▲新年交歓会

年頭恒例の新年交歓会が1月5日、区政関係者、区民各層の代表を多数招いて、区役所で行なわれました。席上、高橋区長は、きびしい社会、経済状勢にあって区民福祉の一層の向上を期して区政を進める旨、新年のあいさつを述べました。

▲新年交歓会

初詣

▲神田明神

◀日枝神社

新年こども会

西神田・神田・富士見の三つの児童館で1月12日新年こども会が行なわれました。

福笑い、カルタなどお正月にふさわしい遊びやいろいろなゲームで楽しいひとときを過しました。

No.408　49.1.20

児童扶養手当 特別児童扶養手当 支給の範囲拡大

児童扶養手当と特別児童手当の支給範囲が拡がりました。

いままで、一般の公的年金を受けているひとは、児童扶養手当、特別児童扶養手当が受けられませんでしたが、これからは、公的年金をうけているひとも、それらの手当を支給されます。

新たに対象となるひとは、お早めに申請してください。

なお、昭和四十八年十月分から手当額が増額されました。

児童扶養手当

この手当は、義務教育終了前(廃疾の場合は二十歳未満)の児童を養育している母子家庭などに支給されますが、新たに国民年金の障害福祉年金・老齢福祉年金・特別児童扶養手当受給者も、あわせて受けられるようになりました。

手当額は、児童一人の場合、月額六千五百円、二人以降は一人につき四百円です。

特別児童扶養手当

二十歳未満の心身に重い障害をもつ児童を養育している家庭に支給されますが、他の公的年金や、児童扶養手当とあわせて受けられるようになりました。

ただし、該当する児童が廃疾を事由とする公的年金を受けることができる場合は支給されません。

手当額は、児童一人につき月額六千五百円です。

なお、児童扶養手当ならびに、特別児童扶養手当は、養育者の所得が一定額以上になると受けられません。

所得制限額は下表のとおりです。

問合わせは、厚生部管理課児童係か、児童扶養手当については都庁民生局児童部育成課(☎212―五一一一　内線二五一四)、特別児童扶養手当は、心身障害者福祉部福祉課、(二一二―五一一一内線三九五九)へ。

㊟公的年金とは、おおむね国民年金法に基づく年金、厚生年金保険法に基づく年金、労働者災害補償保険法に基づく補償の三種類です。

(表)　所得限度額(昭和48年度)

扶養親族数	養育者本人	申請者の配偶者ならびに扶養義務者
0人	1,284,700円	4,790,000円
1	1,424,700	4,990,000
2	1,564,700	5,130,000
3	1,704,700	5,270,000
4	1,844,700	5,410,000
5	1,984,700	5,550,000

大気のよごれ12月の数値

○亜硫酸ガス(SO_2)

区役所前…0.06p.p.m.　都庁前…0.08p.p.m.

○一酸化炭素(CO)

区役所前…3.5p.p.m.　神保町交差点…7.0p.p.m.

環境基準

亜硫酸ガス(SO_2)→0.05p.p.m.以下の日が年間70%以上

一酸化炭素(CO)→8時間平均が20p.p.m.

くらしの豆知識　消火器の買い方・使い方

区では、非常時に備え、区内一〇五〇カ所に粉末消火器を配備しています。

いざというときのために、各ご家庭でも一本は備えておきたいものです。

消火器を買うときは、信頼できる店で、国家検定基準に合格したものを、そして製造年月日を確めてください。

―置き場所は―

消火器は、家中のだれもが手のとどく場所に置いてください。

また、直射日光、湿気、火気、温度差のある所には、置かないでください。

―使い方は知っていますか―

消火器には説明書がついています。しかし、いざというときは、それを読んでから使うというわけにはいきません。ふだんから、訓練をして、使えるようにしておいてください。

風上から火に近づき、掃くようにするのが、火の消し方のコツです。

―消火器の種類―

消火器の薬剤は火災の種類で違います。見分け方は、消火器についている色別のマークでします。白は一般火災、黄は油火災、青は電気火災用です。

2月の休日診療当番医

3日山崎医院
神保町2－2☎261-2588

10日渡辺医院
東神田2-5-12☎866-7379

11日平野胃腸科内科クリニック
内神田2-9-9 会田ビル
☎252-4478

17日大貫クリニック
神保町2－2神田ビル
☎264-6801

24日小田医院
練塀町3大東ビル
☎251-3834

診療時間は午前9時から午後5時まで
保険証は必ず持参してください

教育相談—入級相談

今年の四月小学校に入学するこどもを対象に入級相談（神田小学校分室）を行なっています。

集団での生活がむづかしいことも、知恵おくれのこどもなどの入学については、家族だけで心配せずに、専門機関である教育相談室で精密検査を受けてください。

検査料、相談料は、すべて無料です。

相談日 火水木金曜日

検査日 火木金曜日午後一時～四時

申込みは、直接電話で教育相談室☎二五六—八四四六へ

蔵王スキー講習会 三月十五日～十九日

●**とき** 三月十五日(金)～十九日(火)

●**ところ** 山形県蔵王スキー場

●**定員** 一六〇名（役員含む）

●**参加資格** 区内在住・在勤者

●**費用** 未定（問合せください）

●**申込受付** 二月十八日から。先着順に区役所六階六〇二会議室で受付けます。

●**問合せ** 教育委員会社会教育課体育係まで。

アーチェリー初心者講習会 二月五日～八日

●**とき** 二月五日➡八日の午後六時から九時まで。

●**ところ** 区立総合体育館弓道場。

●**参加資格** 区内在住在勤在学者。

●**定員** 四〇名。

●**参加費** 無料。

●**問合せ・申込み** 教育委員会社会教育課体育係まで。

※なお、五日、七日は個人利用日ですが、この講習会のため、個人の利用は出来なくなります。ご了承ください。

納期のお知らせ

国民年金保険料第三期分（10・11・12月分）

今からでも納められます

納め忘れの分もどうぞお早めに。

納入場所 金融機関または区役所、近くの出張所

特別区民税・都民税 四期分

納期 一月三十一日

納入場所 金融機関または区役所、近くの出張所

納税報奨金をお支払いします

郵便局で特別区民税・都民税（普通徴収分）を納期前に納めたひとで報奨金を受取っていないひとは、税務課課税第二係まで連絡してください。

心身障害者と家族の映画観賞会

●**とき** 二月三日（月）午後一時

●**ところ** 富士見福祉会館

●**映画** 渥美清主演「新・男はつらいよ」

●**費用** 無料

くわしいことは富士見福祉会館☎二六三—一〇四五まで

二月の老人のつどい

富士見出張所地区 十日

富士見いこいの家 六日

富士見福祉会館 十八日

番町出張所地区

番町区民会館老人娯楽室

神保町出張所地区 十二日

神保町区民会館老人娯楽室

万世橋出張所地区 十三日

万世橋区民会館老人娯楽室

神田公園出張所地区 十六日

神田公園区民会館老人娯楽室

和泉橋出張所地区 九日

和泉橋区民会館区民集会室

時間は午後一時三〇分から四時まで

二月の野外こども会

●一日 竜閑（児）●四日 心法寺（児）●五日 淡路公園●七日 北の丸公園皇宮警察寮●八日 平河町（児）●十二日 佐久間公園●十三日 神田公園●十四日 芳林（児）●十八日 東郷公園●十九日 西神田公園●二〇日 富士見 童公園●二十一日 錦華公園●二十二日 三崎町（児）●二十五日 竜閑（児）●二十六日 淡路公園●二十七日 佐久間公園●二十八日 神田公園

いずれの会場も午後二時から、雨天・強風の場合は中止します。

児童館だより（二月）★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

●**神田児童館**

映画とお話の会

内容 におうさま・でーでっぽ

日時 一月二十六日（土）午後二時～三時

ところ 五階遊戯室

ちびっこ節分フェスティバル

内容 (1)みんなで歌おう'74 (2)豆まき

日時 二月二日（土）午後一時三十分～四時

ところ 五階遊戯室

●**西神田児童館**

映画会

内容 〝南極観測十年の歩み〟

日時 一月二十六日（土）午後三時～三時四十五分

ところ 四階遊戯室

●**富士見児童館**

おにをわらわしちゃおう

内容 歌・ゲーム・豆まきなど

日時 二月二日（土）午後二時～四時

ところ 三階遊戯室

給与支払報告書 年末調整関係の調書 の提出は1月31日までに

・給与支払報告書は昭和四十九年一月一日現在居住している市区町村へそれぞれ提出してください。

・昭和四十八年中に給与などの支払いをした事業主のひとは、支払調書の合計表と法定調書を各事業所所轄の税務署に提出してください。

記載方法などくわしいことは、つぎのところにお問合せください。

住民税のことは

区役所総務部税務課課税第一係

所得税のことは

麹町税務署所得税第三部門 ☎二九四―四五五一

神田税務署所得税第三部門 ☎二九四―四八一一

図書館 当分の間 日曜休館・土曜3時まで……に

図書館の休館日と土曜日の開館時間がかわりました。

これは、暖房用重油の確保が困難になったため、一日二時間程度しか暖房できなくなったためです。

図書館と区役所は同じ暖房系統のため暖房時間を同じにすることで燃料が節約できるわけです。図書館を利用するみなさんには、ご迷惑をおかけしますが、つぎのように休館日、開館時間を変更します。ご了承ください。

・土曜日は午後三時で閉館

・休館日は日曜日に

燃料不足のため体育館プールが休場

区立総合体育館温水プールは石油事情悪化のため昨年十二月十五日から当分の間中止しています。

再開については見通しがつきしだい、〝区のおしらせ〟でお知らせします。ご了承ください。

なお、プール以外の各施設は平常どおり利用できます。

13 江戸市政と奉行所

小銀杏に結った髪、朱房の十手、黒の紋付羽織で決して袴をはかない着流しスタイル、これが町奉行廻方同心の服装です。

この同心やその上役の与力が属していたのが町奉行所です。

江戸の中期享保九年(一七二四)には江戸の町方の人口は男約三〇万、女約十六万五千人でした。これら町方のひとたちの行政、司法、警察を司っていたのが町奉行です。

江戸の町を構成しているのは町人、武士、そして寺社です。この三者に対して幕府の支配系統は分れていました。町奉行は町地・町人に対して行政・司法権は行使できても、寺社領・寺社前地とその住民に対しては手が届きません。まして旗本・大名などの武家屋敷に立入ることはできません。寺社領・寺社門前地は寺社奉行の、武家地は大目付・目付を通じて老中・若年寄の支配下にあったからです。

このほか、市中の警備は若年寄支配の書院番・小姓番組の両御番組や新御番組から廻方が巡回し、町奉行所からも下役が巡回する、火付盗賊改も動いているという具合でした。火事ともなれば町奉行系統の町火消、若年寄支配の定火消、場合によっては大名火消が出動するなど各系統がこみ合うわけです。一般の事件でも複雑な問題がありました。武家屋敷の中には町奉行の取締の手が伸ばせないのを利用して禁制の博奕を屋敷内で開くものがいても町奉行所が踏みこんで検挙するわけにはいきませんでした。

江戸の町奉行は単に町奉行とのみ呼び、江戸町奉行とは呼びません。町奉行の設置時期は正確にはわかりませんが、家康が江戸に入城した天正十八年だろうといわれています。

江戸の町奉行といえば、南・北の両奉行所があるということとは、広く知られていますが、これがいつから始まったかは正確にはわかっていません。また、奉行が一人だったことも、三人だったこともあります。奉行所の位置も火災などで移っていますが幕政の後期には、南町奉行所は数寄屋橋、いまの有楽町駅の南側、朝日新聞社のあたり、北町奉行所は呉服橋にありました。町奉行は将軍の居城江戸を支配する役職ということからも、その地位も重く、幕府最高の審査機関、評定所の一員でした。また南北は支配地域を分けたものではなく、月番で交代に執務していました。

区長公選制実現をめざし 2月8・13日に区民対話集会

区長公選制実現のための千代田区民対話集会が、千代田区議会の主催で開かれます。

全国のどの市町村でも、市長や町長は、そこに住む住民の手によって直接選ばれています。ところが、東京23区だけは、区民の直接選挙ではなく、特別区の議会が都知事の同意を得て選任することになっています。

また、区が独自に処理できるしごとも、市と比べると大巾に制限されているのが現状です。

こうした特別区の制度を改めるための法案が、前国会に提出されましたが廃案となり、今国会に再度提案される見込みです。

このような折から、来る2月19日には、23区の区議会主催による「特別区区長公選等実現決起大会」が渋谷公会堂で開かれますが、千代田区でもこれに先立って、区民運動を盛り上げるため、対話集会を開催することになったものです。

対話集会は、区長はじめ国会・都議会議員など参加のもとに、次の2回開催されますが、区民のかたがたの多数の参加を、区議会では望んでいます。

2月8日（金）　午後2時～4時　番町区民会館

2月13日（水）　午後2時～4時　神保町区民会館

2月17日内濠周回駅伝大会 申込は2月4日まで

区および区体育協会の主催による第二十四回内濠周回駅伝大会が次のとおり開かれます。

期日　昭和四十九年二月十七日（日）小雨決行

受付　九時から九時三〇分まで（千代田区役所前）

集合　九時三〇分

会場　千代田区役所前

走路　▼一般・高校　千代田区役所起点→千鳥ヶ淵→三番町→半蔵門→三宅坂→桜田門→皇居前→気象庁→竹橋→起点

▼青年・中学　千代田区役所起点→千鳥ヶ淵→三番町→近代美術館→竹橋→起点

距離　(1)一般・高校五、七三〇m　(2)青年・中学二、九〇〇m

区間　(1)一般・高校　一周を一区間とし五周五区間　(2)青年・中学　一周を一区間とし六周六区間

参加資格　区内在住・在勤（学）者で次の単位とする。

(1)一般の部　職場（同一の会社・工場・官公庁等）単位

(2)地域青年の部　千青協加盟の青年団体単位

(3)高校の部　(4)中学校の部　学校単位

参加料　無料

申込締切　二月四日（月）午後五時必着のこと

（電話による受付はしません）

申込場所　〒一〇二　千代田区九段南一の六の十一　千代田区教育委員会事務局　社会教育課　体育係

☎（二六四）〇一五一　内線四二三・四二四